

道路情報提供サービスシステムに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路情報提供サービスシステム（以下「システム」という。）の運用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(設置場所)

第2条 システムの設置場所は、豊中市役所とする。

(稼働時間)

第3条 システムの稼働時間は、午前9時から午後5時15分までとする。

(稼働日)

第4条 システムの稼働日は、毎週月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。

(稼働時間等の特例)

第5条 前2条の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、稼働時間を変更し、又は臨時に利用させない日を設けることができる。

(システムの利用)

第6条 システムを利用しようとする者は、別段の定めがある場合、定めに応じて、システムへ必要な事項を入力しなければならない。

(手数料)

第7条 システム情報の写しを交付する場合、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）「費用負担」の規定に準じて徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、写しの交付、閲覧について、別段の定めがある場合は、この限りでない。

(利用の中止及び禁止)

第8条 システム利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその者の利用を中止させ、又は禁止することがある。

- (1) 係員の指示に従わないとき。
- (2) システムの端末を汚損し、又は毀損したとき。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (4) その他市長が適当でないとき。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。